

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 国土交通省)

【事務・事業名】 飛行場の施設管理	
1. 根拠法令	空港整備法第3条・第4条、国有財産法第18条第3項等
2. 実施主体	(1) 国土交通省 …… 滑走路、誘導路、エプロン、照明施設等の整備・管理等 (2) 民間 …… 旅客・貨物ターミナル、整備施設、燃料供給施設等の整備・管理 (3) 空港環境整備協会 …… 22空港の駐車場の運営
3. 従事者数	国土交通省 …… 約800名 空港環境整備協会 …… 約300名
4. 予算額	国 4,956億円(平成17年度空港整備特会)の内数 空港環境整備協会 120億円(平成16年度決算)
5. 事務・事業の内容	(1) 国土交通省 26空港において、以下の業務を実施。 ・滑走路、着陸帯、誘導路、エプロン、照明施設、駐車場の整備・管理 ・制限表面の管理 ・航空機火災その他の事故、ハイジャックテロ対策等の危機管理体制の確保 ・着陸料その他の使用料金の設定及び徴収 ・離着陸等を行う航空機の施設使用の届出の受理 ・構内営業の許可 ・航空機の運航に伴い発生する騒音等の環境対策等 (2) 民間 空港ビル、給油事業者等が旅客・貨物ターミナル、整備施設、燃料供給施設等の整備、管理を実施 (3) 空港環境整備協会 26空港のうち22空港において、駐車場の運営を実施。
6. 民間開放の状況	(1) 空港においては、民間事業者が旅客・貨物ターミナル、整備施設、燃料供給施設等の整備・管理を行っているところ。 (2) 駐車場については、平成15年の会計検査院の検査において、「空港内駐車場の運営者の選定に当たって、複数の者から選定する仕組みを導入して、透明性、公平性及び競争性を向上させることが必要」との指摘を受け、国土交通省においては、平成15年10月に、今後、新規に供用する駐車場の運営者の選定については、駐車場料金等を要素とする公募制を導入して複数の事業者から選定することにした。これを受け、会計検査院は決算検査報告書において、本件を措置済み事項として記載した。 上記方針に基づき、国土交通省は、来年3月に供用開始予定の新北九州空港の駐車場については、PFI方式により運営事業者を選定したところ。

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名：国土交通省)

【事務・事業名】	飛行場の施設管理
<p>7. 当該事務事業を廃止した場合の影響</p> <p>8. 更なる民間開放についての見解</p>	<p>(1) 国土交通省の事業について 空港は、単体では機能せず、全国の各空港が相互に結びついたネットワークを形成することにより初めて有効に機能し、利用者の利便を確保できるもの。 例えば、国内空港の場合、羽田空港に航空旅客の約6割が集中し、地方からの増便に対する要望も強いことから、全国の空港から得られる着陸料収入等を原資とする空港整備特別会計の予算を羽田空港の再拡張事業に集中的に投入する必要がある。 このように、空港については、全国的な空港ネットワークの維持・向上の観点から、引き続き、国が適時適切な施設整備、適正な着陸料水準の設定等を行う必要がある。</p> <p>(2) 空港駐車場について 利用者利便を確保するため、適正に管理された駐車場が必要。 新たに供用する空港駐車場については、公募制を導入し、複数の事業者から運営事業者を選定することとしており、来年3月に供用開始予定の新北九州空港の駐車場については、PFI方式により運営事業者を選定したところ。 一方、空港環境整備協会は、国が管理する26空港のうち22空港において空港駐車場の運営を行っているが、これは、国が管理する空港の円滑な運営のために協会が行う周辺環境対策事業の財源を確保するために行っているもの。この周辺環境対策は、国が実施している全国一律的な対策に加え、地域のニーズに対応したきめ細やかな対応を行うためのもの。</p>

規制改革・民間開放推進会議 官業民営化等WG ヒアリング調査票

(所管省庁名: 国土交通省)

【事務・事業名】 飛行場の施設管理

9. 個別の質問項目 < (財)空港環境整備協会について >

国有財産等である全国22空港の駐車場の運営業務を当該財団法人が唯一引き受けている理由について(契約形態、随意契約等の場合はその理由)。
駐車場の運営業務は既に民間でも実施されており、定期的に公募型の入札方式により実施主体を決定すべきと考えるが見解如何。

空港環境整備協会は、空港周辺における航空機騒音対策の推進に寄与し、周辺住民の生活環境の改善を図るため、国が行う周辺環境対策を補完することを目的に設立された法人。

現在、同協会は、国が管理する26空港のうち22空港において空港駐車場の運営を行っているが、これは、国が管理する空港の円滑な運営のために協会が行う周辺環境対策事業の財源を確保するためにやっているもの。

この周辺環境対策は、国が実施している全国一律的な対策に加え、地域のニーズに対応したきめ細やかな対応を行うためのもの。

なお、新たに供用する空港駐車場については、公募制を導入し、複数の事業者から運営事業者を選定することとしており、来年3月に供用開始予定の新北九州空港の駐車場については、PFI方式により運営事業者を選定したところ。